

2 文庁第 780 号  
令和 2 年 7 月 16 日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
各指定都市市長  
殿

文化庁審議官

杉浦 久弘

(印影印刷)

令和 2 年 7 月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の施行に伴う文化財保護法及び銃砲刀剣類所持等取締法に関する事務の取扱いについて（通知）

令和 2 年 7 月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和 2 年政令第 223 号。以下「政令」という。）が、本年 7 月 14 日に公布、施行されました。これに伴い、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）及び銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）に関する事務については、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、御了知の上、事務の取扱いに遺漏のないようお取り計らいいただくとともに、各都道府県におかれては、域内の市区町村教育委員会に対して周知くださるようお願いいたします。

#### 記

- 1 本政令は、令和 2 年 7 月豪雨による災害を、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）第 2 条第 1 項の特定非常災害として指定し、同法第 3 条から第 5 条までに規定する特別措置の適用について定めたものである。
- 2 政令第 1 条、第 2 条及び第 4 条により、令和 2 年 7 月 3 日以後に履行期限の到来する義務について、令和 2 年 7 月豪雨により期限内に履行されなかった場合において、令和 2 年 10 月 30 日までに履行されたときは、行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。）は

問われないこととされた。

- 3 これを受けて、文化財保護法に関する事務については、以下に掲げる義務について、上記2の取扱いをすることとする。
  - 一 文化財保護法第28条第5項、第29条第4項（第79条第2項で準用する場合を含む。）又は第59条第6項（第90条第3項で準用する場合を含む。）に規定する義務
  - 二 文化財保護法第31条第3項（第60条第4項（第90条第3項で準用する場合を含む。）、第80条及び第119条第2項（第133条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第32条（第60条第4項（第90条第3項で準用する場合を含む。）、第80条及び第120条（第133条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第33条（第80条、第118条及び第120条（これらの規定を第133条で準用する場合を含む。）並びに第172条第5項で準用する場合を含む。）、第61条（第90条第3項で準用する場合を含む。）、第73条（第149条で準用する場合を含む。）、第115条第2項（第120条、第133条及び第172条第5項で準用する場合を含む。）又は第136条に規定する義務
  - 三 文化財保護法第34条（第80条及び第172条第5項で準用する場合を含む。）に規定する義務のうち、国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則（昭和26年文化財保護委員会規則第1号）第8条第3項及び第4項又は第9条第4項に係るもの
  - 四 文化財保護法第62条（第90条第3項で準用する場合を含む。）に規定する義務のうち、登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（平成8年文部省令第29号）第12条第3項及び第4項に係るもの並びに登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（平成17年文部科学省令第8号）第12条第3項及び第4項に係るもの
- 4 銃砲刀剣類所持等取締法に関する事務については、同法第17条第1項に規定する義務について、上記2の取扱いをすることとする。

（文化財保護法についての照会先）

文化庁文化資源活用課企画係

TEL:03-5253-4111（内線2864）

FAX:03-6734-3820

（銃砲刀剣類所持等取締法についての照会先）

文化庁文化財第一課調査係

TEL:03-5253-4111（内線3154）

FAX:03-6734-3821